

鳥取県高等学校 PTA 連合会 表彰規程

第1条 この規程は、鳥取県高等学校PTA連合会（以下「高P連」という。）

会則第21条第2項に基づきこれを定める。

（選考基準）

第2条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

1. 高P連の会長を退任した場合
2. 単位PTAの役員を通算3年以上勤め退任した場合
3. その他PTAに特に顕著な功績があった者
4. 高P連事務局に3年以上勤務し退職した場合

（表彰の方法）

第3条 被表彰者には、次のものを贈呈する。

1. 前条第1号若しくは第4号に該当する場合 感謝状及び記念品
2. 前条第2号若しくは第3号に該当する場合 表彰状及び記念品

（被表彰者の推薦）

第4条 第2条第2号若しくは第3号に係る推薦書は、単P会長が、別に定める様式に

より指定の期日までに、高P連事務局へ提出する。

（被表彰者の決定）

第5条 被表彰者は、役員会で決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年総会又は高P連研究大会において行うことを原則とする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (第3条)

この規程は、平成19年6月9日から施行する。

附 則

- 1 高P連表彰基準は、この規程施行の日の前日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成30年6月9日から施行する。